

暴風並びに大雨・洪水・地震等に関する児童の安全確保について

1 登校時、和歌山市に『暴風警報』『大雨警報』『洪水警報』や『大津波警報』『特別警報』のいずれかが発表されている場合は、登校できません。

○この場合は、特に連絡はしません。テレビ・ラジオ等の情報にご注意ください。

6:00

・午前6時の時点で上記の警報が発表されている場合は、給食は中止になります。授業は午前中となり、児童は12時頃に下校します。

・午前9時までに上記の警報が解除された場合は、登校させてください。

・天候の回復や通学路の状況などを確認して、安全面に十分注意するようにご指導ください。

・通学途中に危険が予想される場合には、保護者の判断で登校を見合わせてください。

その際には、その旨を担当までお知らせください。

9:00

・午前9時までに上記の警報が解除されない場合は、臨時休業とします。

・家庭学習をさせてください。また、児童が危険個所に近寄らないよう注意してください。

○警報が発表されていなくても、危険が予想される場合などは、登校の一時見合わせや、休業の措置をとることもあります。その際は、メール連絡システム等で連絡させていただきます。

2 和歌山市に『波浪警報』だけが発表されている場合、授業は普段通りに行います。

○児童を登校させてください。

3 授業中に『暴風警報』『大雨警報』『洪水警報』や『大津波警報』『特別警報』のいずれかが発表された場合（警報が発表されることが確実と思われるときを含む。）

○メール連絡システム等で連絡させていただき、教職員の誘導のもとに帰宅させます。しかし、帰宅させられない状況の時は、安全が確認されるまで学校で待機します。

○『大津波警報』が発表された場合には、貴志中学校に避難し、貴志中学校で引渡しを行います。

○『特別警報』が発表された場合には、下校せずに、避難所である学校で待機します。

4 地震が発生した場合

○登校前に「震度5弱以上」の地震が起きた場合は、臨時休業となります。

また、震度に関係なく、津波警報や大津波警報が発表される等危険が予測される場合は臨時休業となります。判断については、メール連絡システム等で連絡させていただきます。

○登校後に地震が起きた場合は、震度に関係なく、津波・火災等の危険が予測される場合は、安全を確かめた上で臨時に下校させたり、下校を見合わせたりと状況により判断します。

判断については、メール連絡システム等で連絡させていただきます。

5 その他

○臨時休業した翌日の授業は、時間割通りで行います。

○学校が避難所となる場合には、臨時休業となります。